## 電気事故報告について

電気関係報告規則第3条において、自家用電気工作物設置者が報告すべき電気事故、報告の方式、報告期限及び報告先を規定しています。

自家用電気工作物に係る電気事故は次のとおりです。

感電死傷事故又は感電以外の死傷事故(死亡又は病院若しくは診療所に治療のため 入院した場合に限る。)

電気火災事故(工作物にあっては、その半焼以上(20%以上)の場合に限る。) 公共の財産に被害を与え、公共施設の使用を不可能にした事故又は社会的に影響を 及ぼした事故

主要電気工作物破損事故

電気事業者に供給支障を発生させた事故(波及事故)

ダムによって貯留された流水が当該ダムの洪水吐きから異常に放流された事故なお、報告基準の解釈は「電気関係報告規則第3条の運用について」を参照のこと。また、報告規則第3条第2項第一号で定義されている主要電気工作物は、別に告示する「主設備」から構成されている。

#### 1.電気事故速報

電気事故速報は、事故の発生を知った時から知り得る限りの情報を速やかに報告することが必要で、しかも簡潔にして要を得たものでなければなりません。報告内容は、いつ(事故発生の日時)、どこで(事故発生の場所)、何が(事故発生の電気工作物)、なぜ(事故発生の原因)、どうなった(事故の概要)という事故の状況を説明するための最小限の要件と、そのためにとった応急処置、復旧対策、復旧予定日時等について、事故の発生を知った時から48時間以内に電話、FAX等により報告することになっております。

<事故速報の様						<b>.</b>		
	==	気	事	古攵	速	幸民		
						年	三 月	日
関東東北産業保	安監督	部電力安全記	果御中					
		(報告者)	設 置 者 事業所 事業 角	皆の名 の所在 所の名	称 地 			
電気関係報	告規則第	第3条の規定	きにより	報告しま	す。			
1.事故発生2.需要設付	<b>帯等</b>	年 契約電力 受電形態			受電電	時 ឱ圧 ン・キュー		kV
3.事故が発生 電 気 エイ					使用	電圧		V
4 . 事 故 の ネ		感電以 主要電	以外[アーク 電気工作物 の財産に	物破損事	・負傷] 也]の死像 故	。 [ ] [ ]	電気火災 E亡・負傷 波及事故	易]
5 . 事 故 の ホ	既要	波及事故の東京で 東京支障で 東には 東には 東には サープ・ルの場	(株) 電力 レー OCF 汗数 合:メーカ	k W R• DGR• C 軒	・供給支 SSR・その 製造年	他( 避	時間 ) 雷器 [ 有	・無]
6.事故の∫	京 因							
7.応急措	置							
8.復 旧 対	策		 					
9.復旧予定	日時	年	月	日	時	分[仮	・本復	旧 ]
10.被災者の 11.主任技術 選 任 形 12.電気主任技	[え 者の [l 態 [約	社内者・社ダ 自社選任:専 外部委託:電	小者(社 <sup>:</sup> 任・兼任 気保安法	名 ・許可] 人・電気 (事故(	) [ ビルメン選 「管理技術 「 <b>か発生を</b> を	] [ 男・女 【任:専任・	兼任・記	许可] <u>-</u> 分)
	号 名 時	 年			·	分[電話		

- 注1.報告の際、FAXがある場合は、まずFAXをしていただき、その後確認のため電力安全課あて電話連絡してください。(報告時間はFAXが入った時間とします。)
- 注2.「4.事故の種類」、「5.事故の概要」、「10.被害者の情報」、「11.主任技術者の選任形態」の欄については、該当する箇所をで囲み、必要事項について記載してください。
- 注3.「12.電気主任技術者名等」の欄については、管理技術者名(電気保安法人の場合は、法人名及び保安業務担当者名)を含みます。
- 注4. 電話番号は速報の問い合わせ先を記載してください。
- 注5.必要に応じ図面等を添付してください。
- 注6.用紙の大きさは、A4です。
- 注7. 印は、記載不要です。

(報告先)関東東北産業保安監督部電力安全課安全推進係

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1

電 話 048-600-0388

F A X 048-601-1300

発電設備に係る事故については、

電力安全課発電係または火力係に報告してください。

電 話 048-600-0392

F A X 048-601-1301

#### 2.電気事故詳報

電気事故詳報は、電話、FAX等による速報を行った事故について、事故原因の分析、 事故の状況、被害の状況、再発防止対策等にわたって詳しく調査検討し、その結果を定め られた様式にしたがって報告書として取りまとめ、事故の発生を知った日から30日以内 に報告することになっております。

(1)電気事故詳報の報告書

## 電気事故報告について

年 月 日

関東東北産業保安監督部長 殿

住所〒

氏 名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 印

電気関係報告規則第3条の規定により、別紙電気事故報告書を提出します。

注 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。この場合において、 署名は必ず本人が自署したものです。

# 電気関係事故報告

1.件 名:
<ul><li>2.報告事業者</li><li>1)事業者名(電気工作物の設置者名):</li><li>2)住所:</li></ul>
3 . 発生日時:
4.事故発生の電気工作物(設置場所、使用電圧):
5.状况:
6.原因:
7.被害状況 1)死傷: 有・無 内容: 2)火災: 有・無
内容: 3)供給支障:有(供給支障電力・供給支障時間)・無内容: 4)その他(上記以外の他に及ぼした障害)
内容: 8.復旧日時:
9. 防止対策:
10.主任技術者の氏名及び所属 (保安管理業務外部承認がある場合は、委託先情報):
11.電気工作物の設置者の確認: 有・無

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 注1 報告様式の注意事項は次のとおりです。
- (1)「件名」の欄には、発生した電気事故を次の要領により記載してください。
- イ 感電死傷事故の場合

作業者(又は公衆)感電死亡(又は負傷)事故

ロ 感電以外の死傷事故の場合

この内容を表す件名を簡潔に記載してください。

八 電気火災事故の場合

電気火災事故

二 公共の財産に被害を与え、公共施設の使用を不可能にした事故又は社会的に影響を及 ぼした事故

この内容を表す件名を簡潔に記載してください。

木 主要電気工作物破損事故

発(変)電所(主要電気工作物名)破損事故

- へ 自家用電気工作物から電気事業者に供給支障を発生させた事故(波及事故) 電力会社 変電所 配電線への波及事故
- (2)「報告事業者」の欄には、電気工作物の設置者の名称及び同住所(設置者が法人であれば本店の所在地)を記載してください。
- (3)「発生日時」の欄には、電気事故の発生した年月日時分を記載してください。
- (4)「事故発生の電気工作物(設置場所、使用電圧)」の欄には、事故発生の電気工作物の名称及び使用電圧、同電気工作物が設置してある事業場の名称及び所在地を記載してください。
- (5)「状況」の欄には、次の各項のうち事故に関係あるものについて記載してください。
- イ 事故発生前の状況

気象、関係電気工作物の施設状況、保守点検の状況、運転の状況、作業の状況、その他なお、感電事故の場合には、作業の状況として、作業体制、作業指示状況、被災者の服装、活線作業方法等についても記載してください。

ロ 事故発生の経緯

事故発生、拡大の電気的及び時間的経緯、保護装置の動作状況、事故連絡及び対応状況、 その他

- 八 電気工作物の被害の程度、被害の種類及び数量 (種類)破損、折損、倒壊、傾斜、焼損、断線等 (数量)台数、基数、条数、個数、式、組等
- 二 応急措置
- ホ 復旧状況

復旧操作、事故後の処置、その他

- (6)「原因」の欄には、事故発生の原因検討の状況を記載及び原因分類表 1~3の原因 別に従い記載してください。
- (7)「被害状況」の欄には、次の各項のうち事故に関係あるものについて「有」を選択 してその内容を記載し、関係ないものについては「無」を選択してください。

イ 死傷 「有」

内容:被災者の被災程度、入院・加療状況、その他

口火災「有」

内容:火災による焼損状況、その他

八 供給支障 「有」(供給支障電力・供給支障時間を記載)

内容:供給支障軒数、その他

ロ その他(上記以外の他に及ぼした障害)

内容:被害電気工作物の概要(故障、損傷、破壊等の被害を受けた電気工作物の種類、 定格電圧、定格容量、製作年月、製作会社等)、その他

- (8)「復旧日時」の欄には、仮復旧と本復旧別に記載し、仮復旧については本復旧予定日時を併記してください。
- (9)「防止対策」の欄には、事故について検討した結果、同種の事故の再発及び拡大を防止するために実施する対策を具体的に記載してください。
- (10)「主任技術者の氏名及び所属」の欄には、主任技術者の氏名及び所属部課名、役職 について記載すること。なお、保安管理業務外部委託承認を受けている場合は、委託 先の情報を記載してください。
- (11)電気工作物の設置者の確認の有・無を選択してください。
- 注 2 その他「事故の状況」「事故電気工作物の概要」「事故原因」「再発防止対策」等を 説明するため、必要があるときは写真、図面、計算書、点検記録等を添付してくだ さい。

原因分類表1(主要電気工作物破損事故、波及事故の場合)

原 因 別 内 容	た )。
設備不備製作不完全電気工作物の設計、製作、材質等の欠陥によるもの。施工不完全建設、補修等の工事における施工上の欠陥によるもの。保守不備保守不完全巡視、点検、手入れ等の保守の不完全によるもの。自然劣化製作、施工及び保守に特に欠陥がなかったにもかかわらる電気工作物の材質、機構等に劣化を生じたもの。過負荷直然男象風雨雨、風又は暴風雨によるものをいい、風のために飛来し樹木片等の接触によるものを含む。事重素お、ひょう、あられ、みぞれ又は暴風雪によるものを含む。地震地震によるもの。地震地震によるもの。がま洪水、高潮、津波等によるもの。山崩れ、雪崩山崩れ、雪崩、地すべり、地盤沈下等によるもの。塩、ちり、ガス塩、ちり、霧、悪性ガス、ばい煙等によるもの。なまり、ガス塩、ちり、霧、悪性ガス、ばい煙等によるもの。なまり、方の過失によるもの。本書によるもの。以下同じ。)の過失によるもの。公衆の故意・過失作業者(自社又は自社の工事請負者の命を受けて作業に事している者をいう。以下同じ。)の過失によるもの。公衆の故意・過失大名、電線の盗取、自殺等公衆(作業者以外の者をいう以下同じ。)の故意又は過失によるもの。無断伐木公衆が電気工作物に接近した樹木を伐採するに際して、	た )。
施工不完全 建設、補修等の工事における施工上の欠陥によるもの。 保守不備 保守不完全 巡視、点検、手入れ等の保守の不完全によるもの。 自然劣化 製作、施工及び保守に特に欠陥がなかったにもかかわらず電気工作物の材質、機構等に劣化を生じたもの。 過負荷 定格容量以上の過電流によるもの。  国	た )。
保守不備 保守不完全 巡視、点検、手入れ等の保守の不完全によるもの。 自然劣化 製作、施工及び保守に特に欠陥がなかったにもかかわらる 電気工作物の材質、機構等に劣化を生じたもの。 過負荷 定格容量以上の過電流によるもの。	た )。
自然劣化 製作、施工及び保守に特に欠陥がなかったにもかかわらる電気工作物の材質、機構等に劣化を生じたもの。過負荷 定格容量以上の過電流によるもの。  自然現象 風雨 雨、風又は暴風雨によるものをいい、風のために飛来し樹木片等の接触によるものを含む。	た )。
電気工作物の材質、機構等に劣化を生じたもの。 過負荷 定格容量以上の過電流によるもの。  自然現象 風雨 雨、風又は暴風雨によるものをいい、風のために飛来し樹木片等の接触によるものを含む。	た )。
過負荷 定格容量以上の過電流によるもの。   自然現象   風雨   雨、風又は暴風雨によるものをいい、風のために飛来し樹木片等の接触によるものを含む。   氷雪   雪、結氷、ひょう、あられ、みぞれ又は暴風雪によるもの。   電   重撃雷または誘導雷によるもの。   地震によるもの。	)。
自然現象	)。
樹木片等の接触によるものを含む。 <ul> <li>氷雪 雪、結氷、ひょう、あられ、みぞれ又は暴風雪によるもの。</li> <li>地震 地震によるもの。</li> <li>水害 洪水、高潮、津波等によるもの。</li> <li>山崩れ、雪崩 山崩れ、雪崩、地すべり、地盤沈下等によるもの。</li> <li>塩、ちり、ガス 塩、ちり、霧、悪性ガス、ばい煙等によるもの。</li> <li>故意・過失 作業者の過失 作業者(自社又は自社の工事請負者の命を受けて作業に事している者をいう。以下同じ。)の過失によるもの。</li> <li>公衆の故意・過 投石、電線の盗取、自殺等公衆(作業者以外の者をいう以下同じ。)の故意又は過失によるもの。</li> <li>無断伐木 公衆が電気工作物に接近した樹木を伐採するに際して、</li> </ul>	)。
氷雪   雪、結氷、ひょう、あられ、みぞれ又は暴風雪によるもの。   地震   地震によるもの。   地震   地震によるもの。   地震によるもの。   山崩れ、雪崩   山崩れ、雪崩、地すべり、地盤沈下等によるもの。   塩、ちり、ガス   塩、ちり、霧、悪性ガス、ばい煙等によるもの。   塩、ちり、ガス   塩、ちり、霧、悪性ガス、ばい煙等によるもの。   位意・過失   作業者(自社又は自社の工事請負者の命を受けて作業に事している者をいう。以下同じ。)の過失によるもの。   公衆の故意・過   投石、電線の盗取、自殺等公衆(作業者以外の者をいう以下同じ。)の故意又は過失によるもの。   無断伐木   公衆が電気工作物に接近した樹木を伐採するに際して、	
雷 直撃雷または誘導雷によるもの。 地震 地震によるもの。 水害 洪水、高潮、津波等によるもの。 山崩れ、雪崩 山崩れ、雪崩、地すべり、地盤沈下等によるもの。 塩、ちり、ガス 塩、ちり、霧、悪性ガス、ばい煙等によるもの。 な意・過失 作業者の過失 作業者(自社又は自社の工事請負者の命を受けて作業に事している者をいう。以下同じ。)の過失によるもの。 公衆の故意・過 投石、電線の盗取、自殺等公衆(作業者以外の者をいう以下同じ。)の故意又は過失によるもの。 無断伐木 公衆が電気工作物に接近した樹木を伐採するに際して、	
地震 地震によるもの。 水害 洪水、高潮、津波等によるもの。 山崩れ、雪崩 山崩れ、雪崩、地すべり、地盤沈下等によるもの。 塩、ちり、ガス 塩、ちり、霧、悪性ガス、ばい煙等によるもの。 故意・過失 作業者の過失 作業者(自社又は自社の工事請負者の命を受けて作業に事している者をいう。以下同じ。)の過失によるもの。 公衆の故意・過 投石、電線の盗取、自殺等公衆(作業者以外の者をいう以下同じ。)の故意又は過失によるもの。 無断伐木 公衆が電気工作物に接近した樹木を伐採するに際して、	
水害 洪水、高潮、津波等によるもの。 山崩れ、雪崩 山崩れ、雪崩、地すべり、地盤沈下等によるもの。 塩、ちり、ガス 塩、ちり、霧、悪性ガス、ばい煙等によるもの。  故意・過失 作業者の過失 作業者(自社又は自社の工事請負者の命を受けて作業に事している者をいう。以下同じ。)の過失によるもの。 公衆の故意・過 投石、電線の盗取、自殺等公衆(作業者以外の者をいう以下同じ。)の故意又は過失によるもの。 無断伐木 公衆が電気工作物に接近した樹木を伐採するに際して、	(従
山崩れ、雪崩 山崩れ、雪崩、地すべり、地盤沈下等によるもの。 塩、ちり、ガス 塩、ちり、霧、悪性ガス、ばい煙等によるもの。 故意・過失 作業者の過失 作業者(自社又は自社の工事請負者の命を受けて作業に事している者をいう。以下同じ。)の過失によるもの。 公衆の故意・過 投石、電線の盗取、自殺等公衆(作業者以外の者をいう 以下同じ。)の故意又は過失によるもの。 無断伐木 公衆が電気工作物に接近した樹木を伐採するに際して、	
塩、ちり、ガス 塩、ちり、霧、悪性ガス、ばい煙等によるもの。  故意・過失 作業者の過失 作業者(自社又は自社の工事請負者の命を受けて作業に事している者をいう。以下同じ。)の過失によるもの。 公衆の故意・過 投石、電線の盗取、自殺等公衆(作業者以外の者をいう以下同じ。)の故意又は過失によるもの。 無断伐木 公衆が電気工作物に接近した樹木を伐採するに際して、	 従
故意・過失 作業者の過失 作業者(自社又は自社の工事請負者の命を受けて作業に事している者をいう。以下同じ。)の過失によるもの。 公衆の故意・過 投石、電線の盗取、自殺等公衆(作業者以外の者をいう以下同じ。)の故意又は過失によるもの。 無断伐木 公衆が電気工作物に接近した樹木を伐採するに際して、	従
事している者をいう。以下同じ。)の過失によるもの。 公衆の故意・過 投石、電線の盗取、自殺等公衆(作業者以外の者をいう 失 以下同じ。)の故意又は過失によるもの。 無断伐木 公衆が電気工作物に接近した樹木を伐採するに際して、	従
公衆の故意・過 投石、電線の盗取、自殺等公衆(作業者以外の者をいう 失 以下同じ。)の故意又は過失によるもの。 無断伐木 公衆が電気工作物に接近した樹木を伐採するに際して、	
失 以下同じ。)の故意又は過失によるもの。 無断伐木 公衆が電気工作物に接近した樹木を伐採するに際して、	
無断伐木 公衆が電気工作物に接近した樹木を伐採するに際して、	0
気工作物の施設者に連絡せず、無断で伐採したため電気	電
	エ
作物の機能に障害を与えたもの。	
火災 電気工作物に近接した家屋の火災、山火事、山焼き等の	類
焼によるもの。	
他物接触 樹木接触 樹木の傾斜又は倒壊による接触又は接近によるもの。	
なお、電気工作物の施設者が当然伐採すべき範囲の樹木	の
接触によるものは、「保守不完全」とする。	
鳥獣接触ねこ、ねずみ、へび、又は鳥類等の接触、営巣等による	も
σ.	
その他の他物接 たこ、ラジオゾンデ、アドバルーン、模型飛行機、熱気	球
触等の接触によるもの。	
腐しょく   電気腐しょく   直流式電気鉄道から漏えい電流等による腐しょくによる	ŧ
化学腐しょく   の。化学作用による腐しょくによるものをいい、電気腐	
よく及び化学腐しょくの合作用によるものは電気腐しょ	
とする。	`
こりも。	_
機動	_
日社   日社   日社   日社   日社   日社   日社   日社	$\dashv$
	ス
	ج
その他 その他 各表ごとにその表の「原因」の項のいすれの分類にもはい	5
ないもの。	-
不明 不明 調査しても原因が明らかでないもの。	
不明 不明 調査しても原因が明らかでないもの。	

### 原因分類表 2 (電気火災事故、感電死傷事故の場合)

J		内容
	設備不備	原因分類表の「設備不備」に同じ。
	保守不備	原因分類表の「保守不備」に同じ。
電	自然現象	原因分類表の「自然現象」に同じ。
気	過失	原因分類表の「作業者の過失」、「公衆の故意・過失」及び「無
火		断伐木」に同じ。
災	無断加工	電気工作物の保守責任者に無断で行った電気工作物の改変又はこれ
		に直接影響を及ぼす物件の設置、変更等によるもの。
	その他	上記のいずれの分類にもはいらないもの。
	作業準備不良	作業計画、工具、資材又は防具の点検、検電、給電関係の打合わせ
		等の作業準備不良によるもの。
感	作業方法不良	作業手順の無視、作業上の連絡確認の不十分、接地の不備、命令に
電		対する不服従等によるもの。
	工具・防具不良	作業着手前の点検によっては発見されなかった工具又は防具の欠陥
作		によるもの。
業	電気工作物不良	電気工作物の施設上の欠陥によるもの。
者	被害者の過失	服装の不良、技術の未熟、心身状態の欠陥等によるもの。
	第三者の過失	被害者に過失がなく、他人の人為的行為によるもの。
	その他	上記のいずれの分類にもはいらないもの。
	電気工作物不	電気工作物の施設上の欠陥によるもの。
	良	
感	被害者の過失	伐木、屋上作業等の際の不注意、無断昇柱、たこ揚げ、電線の盗取、
電		魚とり等によるもの。
•	第三者の過失	被害者に過失がなく、他人の人為的行為によるもの。
公	自殺	自殺の目的で感電したもの。
衆	無断加工	電気工作物の保守責任者に無断で行った電気工作物の改変又はこれ
		に直接影響を及ぼす物件の設置、変更等によるもの。
	その他	上記のいずれの分類にもはいらないもの。

## 原因分類表3(感電以外の死傷事故、公共の財産に被害を与えた等事故の場合)

原因別	内容
電気工作物の欠陥	原因分類表1の「設備不備」又は「保守不備」によるもので、損壊
	・破損を伴わないもの。
電気工作物の損壊	電気工作物の損傷・破壊によるもの。
電気工作物の操作	被害者又は第三者の人為的行為によるもの